

香川県条例第16号

香川県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 公害の防止等に関する規制</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 水質汚濁対策</p> <p>第1款 略</p> <p>第2款 排出水に関する規制（第24条—第34条）</p> <p>第3款 <u>水質排出水に関する規制（第35条—第40条）</u></p> <p>第3節 <u>土壌及び地下水の汚染対策（第41条—第59条）</u></p> <p>第4節 <u>地下水の保全及び利用対策（第60条—第63条）</u></p> <p>第5節 騒音対策（第64条—第75条）</p> <p>第6節 振動対策（第76条—第84条）</p> <p>第7節 化学物質管理対策（第85条—第87条）</p> <p>第3章 地球温暖化対策（第88条—第97条）</p> <p>第4章 自動車等の排出ガス対策（第98条—第104条）</p> <p>第5章 その他の生活環境への負荷の低減</p> <p>第1節 <u>水環境への負荷の低減（第105条—第108条）</u></p> <p>第2節 <u>生活環境の静穏の保持（第109条—第113条）</u></p> <p>第3節 <u>屋外燃焼行為の制限等（第114条・第115条）</u></p> <p>第4節 <u>投光器の使用の禁止等（第116条—第118条）</u></p> <p>第6章 雑則（第119条—第128条）</p> <p>第7章 罰則（第129条—第140条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 公害の防止等に関する規制</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 水質汚濁対策</p> <p>第1款 略</p> <p>第2款 排出水に関する規制（第24条—第34条）</p> <p>第3節 土壌及び地下水の汚染対策（第35条—第53条）</p> <p>第4節 騒音対策（第54条—第65条）</p> <p>第5節 振動対策（第66条—第74条）</p> <p>第6節 化学物質管理対策（第75条—第77条）</p> <p>第3章 地球温暖化対策（第78条—第87条）</p> <p>第4章 自動車等の排出ガス対策（第88条—第94条）</p> <p>第5章 その他の生活環境への負荷の低減</p> <p>第1節 <u>生活環境の静穏の保持（第95条—第99条）</u></p> <p>第2節 <u>屋外燃焼行為の制限等（第100条・第101条）</u></p> <p>第3節 <u>投光器の使用の禁止等（第102条—第104条）</u></p> <p>第6章 雑則（第105条—第113条）</p> <p>第7章 罰則（第114条—第125条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p>

(定義)

第2条 略

2～7 略

8 略

(1) 略

(2) 水素イオン濃度その他の水の汚染状態(熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。次項において同じ。)を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

9 この条例において「水質特定施設」とは、水の汚染状態を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度の汚水又は廃液を排出する施設で規則で定めるものをいう。

10 この条例において「揚水施設」とは、動力を用いて地下水を採取するための施設で規則で定めるものをいう。

11～15 略

16 この条例において「特定施設」とは、ばい煙発生施設、粉じん発生施設、汚水等排出施設、水質特定施設、騒音発生施設又は振動発生施設をいう。

17 略

第2章 公害の防止等に関する規制

第1節 大気汚染対策

第1款 ばい煙に関する規制

(氏名の変更等の届出)

第11条 略

(承継)

第12条 略

(定義)

第2条 略

2～7 略

8 この条例において「汚水等排出施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で規則で定めるものをいう。

(1) 略

(2) 水素イオン濃度その他の水の汚染状態(熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。)を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

9～13 略

14 この条例において「特定施設」とは、ばい煙発生施設、粉じん発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設又は振動発生施設をいう。

15 略

第2章 公害の防止等に関する規制

第1節 大気汚染対策

第1款 ばい煙に関する規制

(氏名の変更等の届出)

第11条 第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第6条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係るばい煙発生施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第12条 第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出をした者からその

第2節 水質汚濁対策

第1款 水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準

第23条 略

第2款 排水に関する規制

(汚水等排出施設の設置の届出)

第25条 略

(1)～(6) 略

(7) 排水水の汚染状態及び量

(8) その他規則で定める事項

(経過措置)

第26条 一の施設が汚水等排出施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)であって排水水を排出するものは、

届出に係るばい煙発生施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該ばい煙発生施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係るばい煙発生施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該ばい煙発生施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

第2節 水質汚濁対策

第1款 水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準

第23条 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条第3項の規定により、県の区域に属する公共用水域に排出される排水水の汚染状態についての同条第1項の排水基準より厳しい許容限度を定める排水基準は、別表のとおりとする。

第2款 排水に関する規制

(汚水等排出施設の設置の届出)

第25条 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、汚水等排出施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

(1)～(6) 略

2 前項の規定による届出には、排水水の汚染状態及び量その他の規則で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第26条 一の施設が汚水等排出施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)であって排水水を排出するものは、

当該施設が汚水等排出施設となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(汚水等排出施設の構造等の変更の届出)

第27条 前2条の規定による届出をした者は、その届出に係る第25条第4号から第8号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(計画変更命令)

第28条 知事は、第25条又は前条の規定による届出があった場合において、排出水の汚染状態が当該汚水等排出工場等の排水口（排出水を排出する場所をいう。以下同じ。）においてその排出水に係る排水基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る汚水等排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第25条の規定による届出に係る汚水等排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第29条 第25条の規定による届出をした者又は第27条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る汚水等排出施設を設置し、又はその届出に係る汚水等排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。

2 知事は、第25条又は第27条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(準用)

第34条 第11条及び第12条の規定は、第25条又は第26条の規定による届出をした者について準用する。

当該施設が汚水等排出施設となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条第1項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(汚水等排出施設の構造等の変更の届出)

第27条 第25条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第25条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第25条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更命令)

第28条 知事は、第25条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、排出水の汚染状態が当該汚水等排出工場等の排水口（排出水を排出する場所をいう。以下同じ。）においてその排出水に係る排水基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る汚水等排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更（前条第1項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第25条第1項の規定による届出に係る汚水等排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第29条 第25条第1項の規定による届出をした者又は第27条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る汚水等排出施設を設置し、又はその届出に係る汚水等排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。

2 知事は、第25条第1項又は第27条第1項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(準用)

第34条 第11条及び第12条の規定は、第25条第1項又は第26条第1項の規定による届出をした者について準用する。

第3款 水質排水に関する規制

(水質特定施設の設置の届出)

第35条 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、水質特定施設（水質特定施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水（以下「水質排水」という。）の1日当たりの平均的な量が10立方メートル以上である場合における当該水質特定施設に限る。第36条及び第38条において同じ。）を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
- (3) 水質特定施設の種類
- (4) 水質特定施設の構造
- (5) 水質特定施設の使用の方法
- (6) 水質特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法
- (7) 水質排水の汚染状態及び量
- (8) その他規則で定める事項

(経過措置)

第36条 一の施設が水質特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）であって水質排水を排出するものは、当該施設が水質特定施設となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(水質特定施設の構造等の変更の届出)

第37条 前2条の規定による届出をした者は、その届出に係る第35条第4号から第8号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(氏名の変更等の届出)

第38条 第35条又は第36条の規定による届出をした者は、その届出に係る第35条第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る水質特定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(準用)

第39条 第12条の規定は、第35条又は第36条の規定による届出をした者について準用する。

(生活環境の保全上の支障の防止)

第40条 水質排出水を排出する者は、水質排出水を排出することにより生活環境の保全上支障が生じることのないよう、水質排出水の適正な処理に努めなければならない。

第3節 土壌及び地下水の汚染対策

第41条～第50条

(土壌汚染関係施設の変更等の届出)

第51条 第49条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第49条第1項第4号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る土壌汚染関係施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第49条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第49条第1項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第49条第2項の規定は、第1項の規定による同条第1項第4号に掲げる事項に変更があったときの届出について準用する。

(準用)

第52条 第12条の規定は、第49条第1項又は第50条第1項の規定による届出をした者について準用する。

(土壌汚染関係施設の廃止時の措置)

第53条 略

2 知事は、第51条第1項の規定による土壌汚染関係施設の使用の廃止の届出を受けた場合その他土壌汚染関係施設の使用が廃止されたことを知った

第3節 土壌及び地下水の汚染対策

第35条～第44条

(土壌汚染関係施設の変更等の届出)

第45条 第43条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第43条第1項第4号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る土壌汚染関係施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第43条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第43条第1項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第43条第2項の規定は、第1項の規定による同条第1項第4号に掲げる事項に変更があったときの届出について準用する。

(準用)

第46条 第12条の規定は、第43条第1項又は第44条第1項の規定による届出をした者について準用する。

(土壌汚染関係施設の廃止時の措置)

第47条 略

2 知事は、第45条第1項の規定による土壌汚染関係施設の使用の廃止の届出を受けた場合その他土壌汚染関係施設の使用が廃止されたことを知った

場合において、当該土壤汚染関係施設に係る工場又は事業場を設置していた者以外に当該土地の所有者等があるときは、規則で定めるところにより、当該土地の所有者等に対し、当該土壤汚染関係施設の使用が廃止された旨その他の規則で定める事項を通知するものとする。

第54条・第55条

(汚染拡大防止計画の作成等)

第56条 第54条第1項又は第2項の規定による汚染原因の調査の結果、当該特定有害物質取扱事業場又は土壤汚染関係施設に係る工場若しくは事業場の事業活動に起因する特定有害物質の地下への浸透により土壤又は地下水の汚染が生じていることが確認されたときは、当該浸透があった時において当該特定有害物質取扱事業場又は土壤汚染関係施設に係る工場若しくは事業場を設置していた者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）は、第48条第4項又は水質汚濁防止法第14条の3第1項若しくは第2項の規定による知事の命令があった場合を除き、規則で定めるところにより、当該土壤又は地下水の汚染の拡大を防止するための計画（以下「汚染拡大防止計画」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

2・3 略

(記録の作成等)

第57条 第44条第2項、第46条、第53条第1項若しくは第54条第1項若しくは第2項若しくは土壤汚染対策法第3条第1項若しくは第4条第1項の規定による調査又は第45条第1項、第48条第1項若しくは第2項若しくは前条第2項若しくは土壤汚染対策法第7条第1項若しくは第2項若しくは水質汚濁防止法第14条の2第1項若しくは第2項若しくは第14条の3第1項の規定による措置を実施した者は、当該調査又は措置に係る記録を作成しなければならない。

2 第44条第2項、第46条、第53条第1項若しくは第54条第1項若しくは第2項若しくは土壤汚染対策法第3条第1項若しくは第4条第1項の規定による調査又は第45条第1項、第48条第1項若しくは第2項若しくは前条第2項若しくは土壤汚染対策法第7条第1項若しくは第2項若しくは水質汚濁防止法第14条の2第1項若しくは第2項若しくは第14条の3第1項の規定による措置を実施した者（当該調査又は措置に係る土地の所有者と異な

場合において、当該土壤汚染関係施設に係る工場又は事業場を設置していた者以外に当該土地の所有者等があるときは、規則で定めるところにより、当該土地の所有者等に対し、当該土壤汚染関係施設の使用が廃止された旨その他の規則で定める事項を通知するものとする。

第48条・第49条

(汚染拡大防止計画の作成等)

第50条 第48条第1項又は第2項の規定による汚染原因の調査の結果、当該特定有害物質取扱事業場又は土壤汚染関係施設に係る工場若しくは事業場の事業活動に起因する特定有害物質の地下への浸透により土壤又は地下水の汚染が生じていることが確認されたときは、当該浸透があった時において当該特定有害物質取扱事業場又は土壤汚染関係施設に係る工場若しくは事業場を設置していた者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）は、第42条第4項又は水質汚濁防止法第14条の3第1項若しくは第2項の規定による知事の命令があった場合を除き、規則で定めるところにより、当該土壤又は地下水の汚染の拡大を防止するための計画（以下「汚染拡大防止計画」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

2・3 略

(記録の作成等)

第51条 第38条第2項、第40条、第47条第1項若しくは第48条第1項若しくは第2項若しくは土壤汚染対策法第3条第1項若しくは第4条第1項の規定による調査又は第39条第1項、第42条第1項若しくは第2項若しくは前条第2項若しくは土壤汚染対策法第7条第1項若しくは第2項若しくは水質汚濁防止法第14条の2第1項若しくは第2項若しくは第14条の3第1項の規定による措置を実施した者は、当該調査又は措置に係る記録を作成しなければならない。

2 第38条第2項、第40条、第47条第1項若しくは第48条第1項若しくは第2項若しくは土壤汚染対策法第3条第1項若しくは第4条第1項の規定による調査又は第39条第1項、第42条第1項若しくは第2項若しくは前条第2項若しくは土壤汚染対策法第7条第1項若しくは第2項若しくは水質汚濁防止法第14条の2第1項若しくは第2項若しくは第14条の3第1項の規定による措置を実施した者（当該調査又は措置に係る土地の所有者と異な

るときに限る。)は、前項の規定により記録を作成したときは、速やかに、当該記録を当該土地の所有者に引き継ぐとともに、その写しを保存しておかなければならない。

3 略

(勧告及び公表)

第58条 知事は、第53条第1項の規定による汚染状況の調査の結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを勧告することができる。

2 知事は、第54条第1項又は第2項の規定による汚染原因の調査の結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを勧告することができる。

3 知事は、第56条第1項の規定による汚染拡大防止計画の提出をしない者に対し、汚染拡大防止計画を提出すべきことを勧告することができる。

4 知事は、第56条第2項の規定による措置を実施しない者に対し、措置を実施すべきことを勧告することができる。

5・6 略

(適用除外)

第59条 第42条から第48条まで及び第54条から前条までの規定は、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)第2条第1項に規定する農用地については、適用しない。

第4節 地下水の保全及び利用対策

(揚水施設の設置の届出)

第60条 揚水施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 揚水施設の設置の場所

(3) 揚水施設のストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積

(4) 揚水機の型式及び原動機の出力

(5) 採取する地下水の用途

2 前項の規定による届出には、揚水施設の設置の場所を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

るときに限る。)は、前項の規定により記録を作成したときは、速やかに、当該記録を当該土地の所有者に引き継ぐとともに、その写しを保存しておかなければならない。

3 略

(勧告及び公表)

第52条 知事は、第47条第1項の規定による汚染状況の調査の結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを勧告することができる。

2 知事は、第48条第1項又は第2項の規定による汚染原因の調査の結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを勧告することができる。

3 知事は、第50条第1項の規定による汚染拡大防止計画の提出をしない者に対し、汚染拡大防止計画を提出すべきことを勧告することができる。

4 知事は、第50条第2項の規定による措置を実施しない者に対し、措置を実施すべきことを勧告することができる。

5・6 略

(適用除外)

第53条 第36条から第42条まで及び第48条から前条までの規定は、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)第2条第1項に規定する農用地については、適用しない。

(経過措置)

第61条 一の施設が揚水施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）は、当該施設が揚水施設となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条第1項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(揚水施設等の変更の届出)

第62条 第60条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第60条第1項第3号から第5号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第60条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(準用)

第63条 第11条及び第12条の規定は、第60条第1項又は第61条第1項の規定による届出をした者について準用する。

第5節 騒音対策

第64条・第65条 略

(騒音発生施設の設置の届出)

第66条 第64条第1項の規定により指定された地域（以下「騒音規制地域」という。）内において工場又は事業場（騒音発生施設が設置されていないものに限る。）に騒音発生施設を設置しようとする者は、その騒音発生施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

(1)～(5) 略

2 略

第67条 略

(騒音発生施設の数等の変更の届出)

第4節 騒音対策

第54条・第55条 略

(騒音発生施設の設置の届出)

第56条 第54条第1項の規定により指定された地域（以下「騒音規制地域」という。）内において工場又は事業場（騒音発生施設が設置されていないものに限る。）に騒音発生施設を設置しようとする者は、その騒音発生施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

(1)～(5) 略

2 略

第57条 略

(騒音発生施設の数等の変更の届出)

第68条 第66条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第66条第1項第3号又は第4号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、同項第3号に掲げる事項の変更が規則で定める範囲内である場合又は同項第4号に掲げる事項の変更が当該騒音発生工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。

2 第66条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更勧告)

第69条 知事は、第66条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る騒音発生工場等において発生する騒音が騒音の規制基準に適合しないことによりその騒音発生工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法又は騒音発生施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(氏名の変更等の届出)

第70条 第66条第1項又は第67条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第66条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る騒音発生工場等に設置する騒音発生施設のすべての使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第71条 第66条第1項又は第67条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る騒音発生工場等に設置する騒音発生施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた者は、当該騒音発生施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第66条第1項又は第67条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る騒音発生工場等に設置する騒音発生施設のすべてを承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該騒音発生施設のすべてを承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

第58条 第56条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第56条第1項第3号又は第4号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、同項第3号に掲げる事項の変更が規則で定める範囲内である場合又は同項第4号に掲げる事項の変更が当該騒音発生工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。

2 第56条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更勧告)

第59条 知事は、第56条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る騒音発生工場等において発生する騒音が騒音の規制基準に適合しないことによりその騒音発生工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法又は騒音発生施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(氏名の変更等の届出)

第60条 第56条第1項又は第57条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第56条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る騒音発生工場等に設置する騒音発生施設のすべての使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第61条 第56条第1項又は第57条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る騒音発生工場等に設置する騒音発生施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた者は、当該騒音発生施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第56条第1項又は第57条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る騒音発生工場等に設置する騒音発生施設のすべてを承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該騒音発生施設のすべてを承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 第12条第3項の規定は、前2項の規定により第66条第1項又は第67条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者について準用する。

第72条 略

(改善勧告及び改善命令)

第73条 略

2 知事は、第69条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで騒音発生施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は騒音発生施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。

3 前2項の規定は、第67条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る騒音発生工場等については、同項に規定する騒音規制地域となった日又は同項に規定する騒音発生施設となった日から1年間は、適用しない。

4 略

第74条・第75条 略

第6節 振動対策

(振動規制地域)

第76条 略

2 第64条第2項及び第3項の規定は、前項の地域の指定について準用する。

第77条 略

(振動発生施設の設置の届出)

第78条 第76条第1項の規定により指定された地域（以下「振動規制地域」という。）内において工場又は事業場（振動発生施設が設置されていないものに限る。）に振動発生施設を設置しようとする者は、その振動発生施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

(1)～(5) 略

2 略

3 第12条第3項の規定は、前2項の規定により第56条第1項又は第57条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者について準用する。

第62条 略

(改善勧告及び改善命令)

第63条 略

2 知事は、第59条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで騒音発生施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は騒音発生施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。

3 前2項の規定は、第57条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る騒音発生工場等については、同項に規定する騒音規制地域となった日又は同項に規定する騒音発生施設となった日から1年間は、適用しない。

4 略

第64条・第65条 略

第5節 振動対策

(振動規制地域)

第66条 略

2 第54条第2項及び第3項の規定は、前項の地域の指定について準用する。

第67条 略

(振動発生施設の設置の届出)

第68条 第66条第1項の規定により指定された地域（以下「振動規制地域」という。）内において工場又は事業場（振動発生施設が設置されていないものに限る。）に振動発生施設を設置しようとする者は、その振動発生施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

(1)～(5) 略

2 略

第79条 略

(振動発生施設の数等の変更の届出)

第80条 第78条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第78条第1項第3号又は第4号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、同項第3号に掲げる事項の変更が規則で定める範囲内である場合又は同項第4号に掲げる事項の変更が当該振動発生工場等において発生する振動の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。

2 第78条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更勧告)

第81条 知事は、第78条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る振動発生工場等において発生する振動が振動の規制基準に適合しないことによりその振動発生工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するため必要な限度において、振動の防止の方法又は振動発生施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

第82条 略

(改善勧告及び改善命令)

第83条 略

2 知事は、第81条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで振動発生施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法の改善又は振動発生施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。

3 前2項の規定は、第79条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る振動発生工場等については、同項に規定する振動規制地域となった日又は同項に規定する振動発生施設となった日から1年間は、適用しない。

4 略

第69条 略

(振動発生施設の数等の変更の届出)

第70条 第68条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第68条第1項第3号又は第4号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、同項第3号に掲げる事項の変更が規則で定める範囲内である場合又は同項第4号に掲げる事項の変更が当該振動発生工場等において発生する振動の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。

2 第68条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更勧告)

第71条 知事は、第68条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る振動発生工場等において発生する振動が振動の規制基準に適合しないことによりその振動発生工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するため必要な限度において、振動の防止の方法又は振動発生施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

第72条 略

(改善勧告及び改善命令)

第73条 略

2 知事は、第71条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで振動発生施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法の改善又は振動発生施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。

3 前2項の規定は、第69条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る振動発生工場等については、同項に規定する振動規制地域となった日又は同項に規定する振動発生施設となった日から1年間は、適用しない。

4 略

(準用)

第84条 第70条及び第71条の規定は、第78条第1項又は第79条第1項の規定による届出をした者について準用する。

第7節 化学物質管理対策

第85条～第87条 略

第3章 地球温暖化対策

第88条～第96条 略

(勧告及び公表)

第97条 知事は、第91条第1項の規定による地球温暖化対策計画の提出をしない者に対し、地球温暖化対策計画の提出をすべきことを勧告することができる。

2 知事は、第91条第2項又は第4項の規定による地球温暖化対策計画の公表をしない者に対し、地球温暖化対策計画を公表すべきことを勧告することができる。

3 知事は、第91条第3項の規定による地球温暖化対策計画の変更の届出をしない者に対し、地球温暖化対策計画の変更の届出をすべきことを勧告することができる。

4 知事は、第91条第5項の規定による地球温暖化対策計画に記載した事項の実施状況の報告又は公表をしない者に対し、地球温暖化対策計画に記載した事項の実施状況を報告し、又は公表すべきことを勧告することができる。

5 知事は、第94条第2項又は第3項の規定による省エネ性能説明推進員の届出をしない者に対し、省エネ性能説明推進員の届出をすべきことを勧告することができる。

6・7 略

第4章 自動車等の排出ガス対策

第98条～第103条 略

(準用)

第74条 第60条及び第61条の規定は、第68条第1項又は第69条第1項の規定による届出をした者について準用する。

第6節 化学物質管理対策

第75条～第77条 略

第3章 地球温暖化対策

第78条～第86条 略

(勧告及び公表)

第87条 知事は、第81条第1項の規定による地球温暖化対策計画の提出をしない者に対し、地球温暖化対策計画の提出をすべきことを勧告することができる。

2 知事は、第81条第2項又は第4項の規定による地球温暖化対策計画の公表をしない者に対し、地球温暖化対策計画を公表すべきことを勧告することができる。

3 知事は、第81条第3項の規定による地球温暖化対策計画の変更の届出をしない者に対し、地球温暖化対策計画の変更の届出をすべきことを勧告することができる。

4 知事は、第81条第5項の規定による地球温暖化対策計画に記載した事項の実施状況の報告又は公表をしない者に対し、地球温暖化対策計画に記載した事項の実施状況を報告し、又は公表すべきことを勧告することができる。

5 知事は、第84条第2項又は第3項の規定による省エネ性能説明推進員の届出をしない者に対し、省エネ性能説明推進員の届出をすべきことを勧告することができる。

6・7 略

第4章 自動車等の排出ガス対策

第88条～第93条 略

(勧告及び公表)

第104条 知事は、第100条第2項の規定による自動車等の原動機を停止すべきことの周知をしない者に対し、自動車等の原動機を停止すべきことの周知を行うことを勧告することができる。

2 知事は、第102条第2項又は第3項の規定による自動車環境情報説明推進員の届出をしない者に対し、自動車環境情報説明推進員の届出をすべきことを勧告することができる。

3～8 略

第5章 その他の生活環境への負荷の低減

第1節 水環境への負荷の低減

(日常生活に伴う水質の汚濁の防止)

第105条 何人も、日常生活（屋外での活動を含む。）において、公共用水域の水質を汚濁しないよう、調理くず、廃食用油等の適正な処理、洗剤の適正な使用等に努めなければならない。

(合併処理浄化槽の設置等)

第106条 下水道が整備されている地域及び予定処理区域（下水道法第5条第1項第1号に規定する予定処理区域をいい、同法第4条第1項に規定する認可を受けた事業計画において定められたものに限る。）を除いた地域において生活排水を排出する者は、合併処理浄化槽を設置し、又は農業集落排水施設その他の生活排水を集合処理する施設に排水管を接続することにより、生活排水の適正な処理に努めなければならない。

(肥料等の適正な使用)

第107条 農業を営む者は、公共用水域及び地下水の水質を汚濁しないよう、肥料又は農薬の適正な使用に努めなければならない。

(魚類の養殖の適正な管理)

第108条 魚類の養殖業を営む者は、養殖施設内で生じた残餌、魚類の死体等により公共用水域の水質を汚濁しないよう、養殖の適正な管理に努めなければならない。

(勧告及び公表)

第94条 知事は、第90条第2項の規定による自動車等の原動機を停止すべきことの周知をしない者に対し、自動車等の原動機を停止すべきことの周知を行うことを勧告することができる。

2 知事は、第92条第2項又は第3項の規定による自動車環境情報説明推進員の届出をしない者に対し、自動車環境情報説明推進員の届出をすべきことを勧告することができる。

3～8 略

第5章 その他の生活環境への負荷の低減

第2節 生活環境の静穏の保持

第109条～第112条 略

(改善勧告、改善命令等)

第113条 知事は、第109条の規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、航空機から機外に向けてする拡声機の使用の方法の改善その他の同条に規定する基準を遵守すべきことを勧告することができる。

2 知事は、第110条の規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、同条の規定に違反する拡声機の使用を停止すべきことを勧告することができる。

3 略

第3節 屋外燃焼行為の制限等

第114条・第115条 略

第4節 投光器の使用の禁止等

第116条～第118条 略

第6章 雑則

第119条～第121条 略

(報告の徴収)

第122条 略

(1)～(5) 略

(6) 揚水施設を設置している者

(7)～(17) 略

(立入検査等)

第123条 略

第1節 生活環境の静穏の保持

第95条～第98条 略

(改善勧告、改善命令等)

第99条 知事は、第95条の規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、航空機から機外に向けてする拡声機の使用の方法の改善その他の同条に規定する基準を遵守すべきことを勧告することができる。

2 知事は、第96条の規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、同条の規定に違反する拡声機の使用を停止すべきことを勧告することができる。

3 略

第2節 屋外燃焼行為の制限等

第100条・第101条 略

第3節 投光器の使用の禁止等

第102条～第104条 略

第6章 雑則

第105条～第107条 略

(報告の徴収)

第108条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(1)～(5) 略

(6)～(16) 略

(立入検査等)

第109条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、次

(1)～(5) 略

(6) 揚水施設を設置している場所

(7) 略

(8) 前条第8号から第15号までに規定する者の工場又は事業場

(9)・(10) 略

2・3 略

(公害の防止についての必要な措置)

第124条 知事は、法律又はこの条例の規定によるもののほか、現に公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該公害を発生させ、又は発生させるおそれがある者に対し、公害の防止について必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(香川県環境審議会への諮問)

第125条 知事は、特定施設、土壤汚染関係施設、揚水施設、特定建設作業又はばい煙の排出基準、粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準、排水基準、騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準若しくは振動の規制基準を定めようとするときは、香川県環境審議会の意見を聴かなければならない。これらを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(市町の条例との関係)

第126条 略

(規則の制定改廃に伴う経過措置)

第127条 この条例の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合には、規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(委任)

第128条 略

に掲げる場所に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

(1)～(5) 略

(6) 略

(7) 前条第7号から第14号までに規定する者の工場又は事業場

(8)・(9) 略

2・3 略

(特定工場等以外の工場等の公害防止の措置)

第110条 知事は、特定工場等以外の工場又は事業場（規則で定める工場又は事業場を除く。）が、現に公害が発生させ、又は発生させるおそれがあると認めるときは、当該工場又は事業場を設置している者に対し、公害の防止について必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(香川県環境審議会への諮問)

第111条 知事は、特定施設、土壤汚染関係施設、特定建設作業又はばい煙の排出基準、粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準、排水基準、騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準若しくは振動の規制基準を定めようとするときは、香川県環境審議会の意見を聴かなければならない。これらを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(市町の条例との関係)

第112条 略

(委任)

第113条 略

第7章 罰則

第129条 第9条、第14条第1項、第28条、第31条第1項、第48条第4項又は第83条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第130条 第73条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第131条 略

(1) 略

(2) 第16条、第17条第2項、第21条第1項、第33条、第45条第2項又は第115条第2項若しくは第3項の規定による命令に違反した者

2 略

第132条 第6条第1項、第8条第1項、第25条又は第27条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第133条 第78条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。

第134条 略

(1) 第7条第1項、第18条第1項若しくは第3項、第19条第1項、第26条、第79条第1項又は第80条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 略

第135条 略

(1) 第35条又は第66条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第75条第2項又は第113条第3項の規定による命令に違反した者

第136条 略

第7章 罰則

第114条 第9条、第14条第1項、第28条、第31条第1項、第42条第4項又は第73条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第115条 第63条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第116条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第16条、第17条第2項、第21条第1項、第33条、第39条第2項又は第101条第2項若しくは第3項の規定による命令に違反した者

2 略

第117条 第6条第1項、第8条第1項、第25条第1項又は第27条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第118条 第68条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条第1項、第18条第1項若しくは第3項、第19条第1項、第26条第1項、第69条第1項又は第70条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 略

第120条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第56条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第65条第2項又は第99条第3項の規定による命令に違反した者

第121条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第36条、第37条、第60条第1項、第61条第1項、第62条第1項、第67条第1項、第68条第1項又は第74条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第122条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第123条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第137条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、第129条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第138条 略

- (1) 第49条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第117条第2項の規定による命令に違反した者

第139条 第50条第1項又は第51条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3万円以下の過料に処する。

第140条 略

別表（第23条関係）

略			
昭和50年1月1日前に設置されている特定事業場（同日前から設置の工事がなされているものを含む。）	下水道整備地域以外の地域に所在するもの	略	
		<u>し尿処理施設</u> を設置するもの	略
		略	
	下水道整備地域に所在	その他のもの	略
		<u>し尿処理施設</u>	略

- (1) 第57条第1項、第58条第1項又は第64条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第108条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第109条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第122条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、第114条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第123条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第43条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第103条第2項の規定による命令に違反した者

第124条 第44条第1項又は第45条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3万円以下の過料に処する。

第125条 略

別表（第23条関係）

略			
昭和50年1月1日前に設置されている特定事業場（同日前から設置の工事がなされているものを含む。）	下水道整備地域以外の地域に所在するもの	略	
		<u>し尿処理施設</u> を設置するもの	略
		略	
	下水道整備地域に所在	その他のもの（ <u>旅館業に係るものを除く。</u> ）	略
		<u>し尿処理施設</u>	略

	するもの	設を設置するもの	
		下水道終末処理施設を設置するもの	略
		<u>みなし指定地域特定施設</u> を設置するもの	40 30 40 30 80 60
		その他のもの	略
昭和50年1月1日以後に設置される特定事業場	下水道整備地域以外の地域に設置するもの	略	
		<u>し尿処理施設</u> を設置するもの	略
		下水道終末処理施設を設置するもの	略
		<u>みなし指定地域特定施設</u> を設置するもの	30 20 30 20 60 50
		その他のもの	略
	下水道整備地域に設置するもの	略	
		その他のもの	略

	するもの	設を設置するもの	
		下水道終末処理施設を設置するもの	略
		その他のもの（ <u>旅館業に係るものを除く。</u> ）	略
昭和50年1月1日以後に設置される特定事業場	下水道整備地域以外の地域に設置するもの	略	
		<u>し尿処理施設</u> を設置するもの	略
		下水道終末処理施設を設置するもの	略
		その他のもの（ <u>旅館業に係るものを除く。</u> ）	略
		下水道整備地域に設置するもの	略
		その他のもの（ <u>旅館業に係るものを除く。</u> ）	略

備考

1～15 略

16～18 略

19 「し尿処理施設を設置するもの」とは、令別表第1第72号に掲げる施設を設置する工場又は事業場をいう。

20・21 略

22 「みなし指定地域特定施設を設置するもの」とは、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第12条の2に規定する施設を設置する工場又は事業場をいう。

23～26 略

27 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域に排出される排出水については、適用しない。ただし、し尿処理施設を設置するもの、下水道終末処理施設を設置するもの又はみなし指定地域特定施設を設置するもののみに該当する工場又は事業場から排出される排出水については、この限りでない。

28 この表の特定事業場の区分欄に掲げる特定事業場に該当する工場又は事業場が同時に他の特定事業場に該当する場合において、それらの特定事業場につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排出水については、それらの排水基準（し尿処理施設を設置するものに係る排水基準及びみなし指定地域特定施設を設置するものに係る排水基準を除く。）のうち最大の許容限度のものを適用する。

29 略

30 略

31 略

32 旅館業に係る特定事業場（令別表第1第66号の2に掲げる施設のいずれかを設置する事業場をいう。）に関するこの表の適用については、同表備考以外の部分中「昭和50年1月1日前」とある

を除く。）

備考

1～15 略

16 「旅館業に係るもの」とは、令別表第1第66号の2に掲げる施設のいずれかを設置する事業場をいう。

17～19 略

20 「尿処理施設を設置するもの」とは、令別表第1第72号に掲げる施設を設置する工場又は事業場をいう。

21・22 略

23～26 略

27 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域に排出される排出水については、適用しない。ただし、下水道終末処理施設を設置するもの又は尿処理施設を設置するもののみに該当する事業場から排出される排出水については、この限りでない。

28 この表の特定事業場の区分欄に掲げる特定事業場に該当する工場又は事業場が同時に他の特定事業場に該当する場合において、それらの特定事業場につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排出水については、それらの排水基準（尿処理施設を設置するものに係る排水基準を除く。）のうち最大の許容限度のものを適用する。

29 略

30 昭和50年1月1日前に設置されている特定事業場（同日前から設置の工事がなされているものを含む。）を公共事業又は環境保全上知事が必要と認めた事業のため、同日以後移転した場合は、当該移転後の特定事業場は、同日前に設置されているもの又は同日前から設置の工事がなされているものとみなす。

31 略

のは「平成21年10月1日前」と、「昭和50年1月1日以後」とあるのは「平成21年10月1日以後」と、同表備考30中「昭和50年1月1日前」とあるのは「平成21年10月1日前」とする。

第2

改正後	改正前
<p>目次</p> <ul style="list-style-type: none">第1章 略第2章 公害の防止等に関する規制<ul style="list-style-type: none">第1節 略第2節 水質汚濁対策<ul style="list-style-type: none">第1款 略第2款 排出水に関する規制（第24条—第34条）第3款 水質排出水に関する規制（第35条—第43条）第3節 土壌及び地下水の汚染対策（第44条—第62条）第4節 地下水の保全及び利用対策（第63条—第66条）第5節 騒音対策（第67条—第78条）第6節 振動対策（第79条—第87条）第7節 化学物質管理対策（第88条—第90条）第3章 地球温暖化対策（第91条—第100条）第4章 自動車等の排出ガス対策（第101条—第107条）第5章 その他の生活環境への負荷の低減<ul style="list-style-type: none">第1節 水環境への負荷の低減（第108条—第111条）第2節 生活環境の静穏の保持（第112条—第116条）第3節 屋外燃焼行為の制限等（第117条・第118条）第4節 投光器の使用の禁止等（第119条—第121条）第6章 雑則（第122条—第131条）第7章 罰則（第132条—第143条） <p>附則</p> <p>第2章 公害の防止等に関する規制</p> <p>第1節 大気汚染対策</p>	<p>目次</p> <ul style="list-style-type: none">第1章 略第2章 公害の防止等に関する規制<ul style="list-style-type: none">第1節 略第2節 水質汚濁対策<ul style="list-style-type: none">第1款 略第2款 排出水に関する規制（第24条—第34条）第3款 水質排出水に関する規制（第35条—第40条）第3節 土壌及び地下水の汚染対策（第41条—第59条）第4節 地下水の保全及び利用対策（第60条—第63条）第5節 騒音対策（第64条—第75条）第6節 振動対策（第76条—第84条）第7節 化学物質管理対策（第85条—第87条）第3章 地球温暖化対策（第88条—第97条）第4章 自動車等の排出ガス対策（第98条—第104条）第5章 その他の生活環境への負荷の低減<ul style="list-style-type: none">第1節 水環境への負荷の低減（第105条—第108条）第2節 生活環境の静穏の保持（第109条—第113条）第3節 屋外燃焼行為の制限等（第114条・第115条）第4節 投光器の使用の禁止等（第116条—第118条）第6章 雑則（第119条—第128条）第7章 罰則（第129条—第140条） <p>附則</p> <p>第2章 公害の防止等に関する規制</p> <p>第1節 大気汚染対策</p>

第1款 ばい煙に関する規制

(改善命令等)

第14条 略

第2節 水質汚濁対策

第2款 排水に関する規制

(汚水等排出施設の設置の届出)

第25条 略

(1)～(5) 略

(6) 汚水等排出施設から排出される汚水又は廃液（以下この款において「汚水等」という。）の処理の方法

(7)・(8) 略

(計画変更命令)

第28条 知事は、第25条又は前条の規定による届出があった場合において、排水の汚染状態が当該汚水等排出工場等の排水口（排水を排出する場所をいう。以下この款において同じ。）においてその排水に係る排水基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る汚水等排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第25条の規定による届出

第1款 ばい煙に関する規制

(改善命令等)

第14条 知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口においてばい煙の排出基準に適合しないばい煙を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

3 第1項の規定による命令を受けた者は、当該命令に基づく措置をとったときは、知事の確認を受けなければならない。

第2節 水質汚濁対策

第2款 排水に関する規制

(汚水等排出施設の設置の届出)

第25条 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、汚水等排出施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

(1)～(5) 略

(6) 汚水等排出施設から排出される汚水又は廃液（以下「汚水等」という。）の処理の方法

(7)・(8) 略

(計画変更命令)

第28条 知事は、第25条又は前条の規定による届出があった場合において、排水の汚染状態が当該汚水等排出工場等の排水口（排水を排出する場所をいう。以下同じ。）においてその排水に係る排水基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る汚水等排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第25条の規定による届出に係る汚水等排

に係る汚水等排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

第3款 水質排水に関する規制

(水質排水基準)

第35条 水質排水基準は、水質特定施設を設置する工場又は事業場（以下「水質特定事業場」という。）から公共用水域に排出される水（以下「水質排水」という。）の汚染状態について、規則で定める。

2 前項の水質排水基準は、第2条第9項に規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。

(水質特定施設の設置の届出)

第36条 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、水質特定施設（水質排水の1日当たりの平均的な量が10立方メートル以上である場合における当該水質特定施設に限る。第37条及び第39条において同じ。）を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- (1)～(5) 略
- (6) 水質特定施設から排出される汚水又は廃液（以下「汚水等」という。）の処理の方法
- (7)・(8) 略

第37条 略

(水質特定施設の構造等の変更の届出)

第38条 前2条の規定による届出をした者は、その届出に係る第36条第4号から第8号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(氏名の変更等の届出)

第39条 第36条又は第37条の規定による届出をした者は、その届出に係る第36条第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る水質特定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

第3款 水質排水に関する規制

(水質特定施設の設置の届出)

第35条 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、水質特定施設（水質特定施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水（以下「水質排水」という。）の1日当たりの平均的な量が10立方メートル以上である場合における当該水質特定施設に限る。第36条及び第38条において同じ。）を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- (1)～(5) 略
- (6) 水質特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法
- (7)・(8) 略

第36条 略

(水質特定施設の構造等の変更の届出)

第37条 前2条の規定による届出をした者は、その届出に係る第35条第4号から第8号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(氏名の変更等の届出)

第38条 第35条又は第36条の規定による届出をした者は、その届出に係る第35条第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る水質特定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(準用)

第40条 第12条の規定は、第36条又は第37条の規定による届出をした者について準用する。

(水質排出水の排出の制限)

第41条 水質排出水を排出する者は、その汚染状態が当該水質特定事業場の排水口（水質排出水を排出する場所をいう。以下同じ。）において水質排水基準に適合しない水質排出水を排出してはならない。

2 前項の規定は、一の施設が水質特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、当該施設が水質特定施設となった日から1年間（当該施設が規則で定める施設である場合にあっては、3年間）は、適用しない。ただし、当該施設が水質特定施設となった際既に当該工場又は事業場が水質特定事業場であるときは、この限りでない。

(改善勧告及び改善命令)

第42条 知事は、水質排出水を排出する者が、その汚染状態が当該水質特定事業場の排水口において水質排水基準に適合しない水質排出水を排出することにより、生活環境の保全上支障が生じていると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、水質特定施設の構造若しくは使用の方法又は汚水等の処理の方法を改善し、その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 前条第2項の規定は、第1項の規定による勧告及び前項の規定による命令について準用する。

4 第14条第3項の規定は、第2項の規定による命令について準用する。

(生活環境の保全上の支障の防止)

第43条 略

第3節 土壌及び地下水の汚染対策

(準用)

第39条 第12条の規定は、第35条又は第36条の規定による届出をした者について準用する。

(生活環境の保全上の支障の防止)

第40条 略

第3節 土壌及び地下水の汚染対策

第44条～第53条

(土壌汚染関係施設の変更等の届出)

第54条 第52条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第52条第1項第4号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る土壌汚染関係施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第52条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第52条第1項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第52条第2項の規定は、第1項の規定による同条第1項第4号に掲げる事項に変更があったときの届出について準用する。

(準用)

第55条 第12条の規定は、第52条第1項又は第53条第1項の規定による届出をした者について準用する。

(土壌汚染関係施設の廃止時の措置)

第56条 略

2 知事は、第54条第1項の規定による土壌汚染関係施設の使用の廃止の届出を受けた場合その他土壌汚染関係施設の使用が廃止されたことを知った場合において、当該土壌汚染関係施設に係る工場又は事業場を設置していた者以外に当該土地の所有者等があるときは、規則で定めるところにより、当該土地の所有者等に対し、当該土壌汚染関係施設の使用が廃止された旨その他の規則で定める事項を通知するものとする。

第57条・第58条

(汚染拡大防止計画の作成等)

第59条 第57条第1項又は第2項の規定による汚染原因の調査の結果、当該特定有害物質取扱事業場又は土壌汚染関係施設に係る工場若しくは事業場の事業活動に起因する特定有害物質の地下への浸透により土壌又は地下水の汚染が生じていることが確認されたときは、当該浸透があった時におい

第41条～第50条

(土壌汚染関係施設の変更等の届出)

第51条 第49条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第49条第1項第4号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る土壌汚染関係施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第49条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第49条第1項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第49条第2項の規定は、第1項の規定による同条第1項第4号に掲げる事項に変更があったときの届出について準用する。

(準用)

第52条 第12条の規定は、第49条第1項又は第50条第1項の規定による届出をした者について準用する。

(土壌汚染関係施設の廃止時の措置)

第53条 略

2 知事は、第51条第1項の規定による土壌汚染関係施設の使用の廃止の届出を受けた場合その他土壌汚染関係施設の使用が廃止されたことを知った場合において、当該土壌汚染関係施設に係る工場又は事業場を設置していた者以外に当該土地の所有者等があるときは、規則で定めるところにより、当該土地の所有者等に対し、当該土壌汚染関係施設の使用が廃止された旨その他の規則で定める事項を通知するものとする。

第54条・第55条

(汚染拡大防止計画の作成等)

第56条 第54条第1項又は第2項の規定による汚染原因の調査の結果、当該特定有害物質取扱事業場又は土壌汚染関係施設に係る工場若しくは事業場の事業活動に起因する特定有害物質の地下への浸透により土壌又は地下水の汚染が生じていることが確認されたときは、当該浸透があった時におい

て当該特定有害物質取扱事業場又は土壤汚染関係施設に係る工場若しくは事業場を設置していた者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）は、第51条第4項又は水質汚濁防止法第14条の3第1項若しくは第2項の規定による知事の命令があった場合を除き、規則で定めるところにより、当該土壤又は地下水の汚染の拡大を防止するための計画（以下「汚染拡大防止計画」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

2・3 略

（記録の作成等）

第60条 第47条第2項、第49条、第56条第1項若しくは第57条第1項若しくは第2項若しくは土壤汚染対策法第3条第1項若しくは第4条第1項の規定による調査又は第48条第1項、第51条第1項若しくは第2項若しくは前条第2項若しくは土壤汚染対策法第7条第1項若しくは第2項若しくは水質汚濁防止法第14条の2第1項若しくは第2項若しくは第14条の3第1項の規定による措置を実施した者は、当該調査又は措置に係る記録を作成しなければならない。

2 第47条第2項、第49条、第56条第1項若しくは第57条第1項若しくは第2項若しくは土壤汚染対策法第3条第1項若しくは第4条第1項の規定による調査又は第48条第1項、第51条第1項若しくは第2項若しくは前条第2項若しくは土壤汚染対策法第7条第1項若しくは第2項若しくは水質汚濁防止法第14条の2第1項若しくは第2項若しくは第14条の3第1項の規定による措置を実施した者（当該調査又は措置に係る土地の所有者と異なるときに限る。）は、前項の規定により記録を作成したときは、速やかに、当該記録を当該土地の所有者に引き継ぐとともに、その写しを保存しておかなければならない。

3 略

（勧告及び公表）

第61条 知事は、第56条第1項の規定による汚染状況の調査の結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを勧告することができる。

2 知事は、第57条第1項又は第2項の規定による汚染原因の調査の結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを勧告することができる。

て当該特定有害物質取扱事業場又は土壤汚染関係施設に係る工場若しくは事業場を設置していた者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）は、第48条第4項又は水質汚濁防止法第14条の3第1項若しくは第2項の規定による知事の命令があった場合を除き、規則で定めるところにより、当該土壤又は地下水の汚染の拡大を防止するための計画（以下「汚染拡大防止計画」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

2・3 略

（記録の作成等）

第57条 第44条第2項、第46条、第53条第1項若しくは第54条第1項若しくは第2項若しくは土壤汚染対策法第3条第1項若しくは第4条第1項の規定による調査又は第45条第1項、第48条第1項若しくは第2項若しくは前条第2項若しくは土壤汚染対策法第7条第1項若しくは第2項若しくは水質汚濁防止法第14条の2第1項若しくは第2項若しくは第14条の3第1項の規定による措置を実施した者は、当該調査又は措置に係る記録を作成しなければならない。

2 第44条第2項、第46条、第53条第1項若しくは第54条第1項若しくは第2項若しくは土壤汚染対策法第3条第1項若しくは第4条第1項の規定による調査又は第45条第1項、第48条第1項若しくは第2項若しくは前条第2項若しくは土壤汚染対策法第7条第1項若しくは第2項若しくは水質汚濁防止法第14条の2第1項若しくは第2項若しくは第14条の3第1項の規定による措置を実施した者（当該調査又は措置に係る土地の所有者と異なるときに限る。）は、前項の規定により記録を作成したときは、速やかに、当該記録を当該土地の所有者に引き継ぐとともに、その写しを保存しておかなければならない。

3 略

（勧告及び公表）

第58条 知事は、第53条第1項の規定による汚染状況の調査の結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを勧告することができる。

2 知事は、第54条第1項又は第2項の規定による汚染原因の調査の結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを勧告することができる。

3 知事は、第59条第1項の規定による汚染拡大防止計画の提出をしない者に対し、汚染拡大防止計画を提出すべきことを勧告することができる。

4 知事は、第59条第2項の規定による措置を実施しない者に対し、措置を実施すべきことを勧告することができる。

5・6 略

(適用除外)

第62条 第45条から第51条まで及び第57条から前条までの規定は、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第2条第1項に規定する農用地については、適用しない。

第4節 地下水の保全及び利用対策

第63条・第64条 略

(揚水施設等の変更の届出)

第65条 第63条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第63条第1項第3号から第5号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第63条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(準用)

第66条 第11条及び第12条の規定は、第63条第1項又は第64条第1項の規定による届出をした者について準用する。

第5節 騒音対策

第67条・第68条 略

(騒音発生施設の設置の届出)

第69条 第67条第1項の規定により指定された地域（以下「騒音規制地域」という。）内において工場又は事業場（騒音発生施設が設置されていないものに限る。）に騒音発生施設を設置しようとする者は、その騒音発生施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、

3 知事は、第56条第1項の規定による汚染拡大防止計画の提出をしない者に対し、汚染拡大防止計画を提出すべきことを勧告することができる。

4 知事は、第56条第2項の規定による措置を実施しない者に対し、措置を実施すべきことを勧告することができる。

5・6 略

(適用除外)

第59条 第42条から第48条まで及び第54条から前条までの規定は、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第2条第1項に規定する農用地については、適用しない。

第4節 地下水の保全及び利用対策

第60条・第61条 略

(揚水施設等の変更の届出)

第62条 第60条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第60条第1項第3号から第5号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第60条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(準用)

第63条 第11条及び第12条の規定は、第60条第1項又は第61条第1項の規定による届出をした者について準用する。

第5節 騒音対策

第64条・第65条 略

(騒音発生施設の設置の届出)

第66条 第64条第1項の規定により指定された地域（以下「騒音規制地域」という。）内において工場又は事業場（騒音発生施設が設置されていないものに限る。）に騒音発生施設を設置しようとする者は、その騒音発生施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、

次の事項を知事に届け出なければならない。

(1)～(5) 略

2 略

第70条 略

(騒音発生施設の数等の変更の届出)

第71条 第69条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第69条第1項第3号又は第4号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、同項第3号に掲げる事項の変更が規則で定める範囲内である場合又は同項第4号に掲げる事項の変更が当該騒音発生工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。

2 第69条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更勧告)

第72条 知事は、第69条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る騒音発生工場等において発生する騒音が騒音の規制基準に適合しないことによりその騒音発生工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法又は騒音発生施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(氏名の変更等の届出)

第73条 第69条第1項又は第70条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第69条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る騒音発生工場等に設置する騒音発生施設のすべての使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第74条 第69条第1項又は第70条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る騒音発生工場等に設置する騒音発生施設のすべてを譲り受け、

次の事項を知事に届け出なければならない。

(1)～(5) 略

2 略

第67条 略

(騒音発生施設の数等の変更の届出)

第68条 第66条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第66条第1項第3号又は第4号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、同項第3号に掲げる事項の変更が規則で定める範囲内である場合又は同項第4号に掲げる事項の変更が当該騒音発生工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。

2 第66条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更勧告)

第69条 知事は、第66条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る騒音発生工場等において発生する騒音が騒音の規制基準に適合しないことによりその騒音発生工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法又は騒音発生施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(氏名の変更等の届出)

第70条 第66条第1項又は第67条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第66条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る騒音発生工場等に設置する騒音発生施設のすべての使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第71条 第66条第1項又は第67条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る騒音発生工場等に設置する騒音発生施設のすべてを譲り受け、

又は借り受けた者は、当該騒音発生施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第69条第1項又は第70条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る騒音発生工場等に設置する騒音発生施設のすべてを承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該騒音発生施設のすべてを承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 第12条第3項の規定は、前2項の規定により第69条第1項又は第70条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者について準用する。

第75条 略

（改善勧告及び改善命令）

第76条 略

2 知事は、第72条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで騒音発生施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は騒音発生施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。

3 前2項の規定は、第70条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る騒音発生工場等については、同項に規定する騒音規制地域となった日又は同項に規定する騒音発生施設となった日から1年間は、適用しない。

4 略

第77条・第78条 略

第6節 振動対策

（振動規制地域）

第79条 略

2 第67条第2項及び第3項の規定は、前項の地域の指定について準用する。

第80条 略

（振動発生施設の設置の届出）

又は借り受けた者は、当該騒音発生施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第66条第1項又は第67条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る騒音発生工場等に設置する騒音発生施設のすべてを承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該騒音発生施設のすべてを承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 第12条第3項の規定は、前2項の規定により第66条第1項又は第67条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者について準用する。

第72条 略

（改善勧告及び改善命令）

第73条 略

2 知事は、第69条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで騒音発生施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は騒音発生施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。

3 前2項の規定は、第67条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る騒音発生工場等については、同項に規定する騒音規制地域となった日又は同項に規定する騒音発生施設となった日から1年間は、適用しない。

4 略

第74条・第75条 略

第6節 振動対策

（振動規制地域）

第76条 略

2 第64条第2項及び第3項の規定は、前項の地域の指定について準用する。

第77条 略

（振動発生施設の設置の届出）

第81条 第79条第1項の規定により指定された地域（以下「振動規制地域」という。）内において工場又は事業場（振動発生施設が設置されていないものに限る。）に振動発生施設を設置しようとする者は、その振動発生施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

(1)～(5) 略

2 略

第82条 略

（振動発生施設の数等の変更の届出）

第83条 第81条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第81条第1項第3号又は第4号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、同項第3号に掲げる事項の変更が規則で定める範囲内である場合又は同項第4号に掲げる事項の変更が当該振動発生工場等において発生する振動の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。

2 第81条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（計画変更勧告）

第84条 知事は、第81条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る振動発生工場等において発生する振動が振動の規制基準に適合しないことによりその振動発生工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するため必要な限度において、振動の防止の方法又は振動発生施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

第85条 略

（改善勧告及び改善命令）

第86条 略

2 知事は、第84条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで振動発生施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者が

第78条 第76条第1項の規定により指定された地域（以下「振動規制地域」という。）内において工場又は事業場（振動発生施設が設置されていないものに限る。）に振動発生施設を設置しようとする者は、その振動発生施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

(1)～(5) 略

2 略

第79条 略

（振動発生施設の数等の変更の届出）

第80条 第78条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第78条第1項第3号又は第4号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、同項第3号に掲げる事項の変更が規則で定める範囲内である場合又は同項第4号に掲げる事項の変更が当該振動発生工場等において発生する振動の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。

2 第78条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（計画変更勧告）

第81条 知事は、第78条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る振動発生工場等において発生する振動が振動の規制基準に適合しないことによりその振動発生工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するため必要な限度において、振動の防止の方法又は振動発生施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

第82条 略

（改善勧告及び改善命令）

第83条 略

2 知事は、第81条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで振動発生施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者が

その勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法の改善又は振動発生施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。

3 前2項の規定は、第82条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る振動発生工場等については、同項に規定する振動規制地域となった日又は同項に規定する振動発生施設となった日から1年間は、適用しない。

4 略

(準用)

第87条 第73条及び第74条の規定は、第81条第1項又は第82条第1項の規定による届出をした者について準用する。

第7節 化学物質管理対策

第88条～第90条 略

第3章 地球温暖化対策

第91条～第99条 略

(勧告及び公表)

第100条 知事は、第94条第1項の規定による地球温暖化対策計画の提出をしない者に対し、地球温暖化対策計画の提出をすべきことを勧告することができる。

2 知事は、第94条第2項又は第4項の規定による地球温暖化対策計画の公表をしない者に対し、地球温暖化対策計画を公表すべきことを勧告することができる。

3 知事は、第94条第3項の規定による地球温暖化対策計画の変更の届出をしない者に対し、地球温暖化対策計画の変更の届出をすべきことを勧告することができる。

4 知事は、第94条第5項の規定による地球温暖化対策計画に記載した事項の実施状況の報告又は公表をしない者に対し、地球温暖化対策計画に記載した事項の実施状況を報告し、又は公表すべきことを勧告することができる。

5 知事は、第97条第2項又は第3項の規定による省エネ性能説明推進員の

その勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法の改善又は振動発生施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。

3 前2項の規定は、第79条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る振動発生工場等については、同項に規定する振動規制地域となった日又は同項に規定する振動発生施設となった日から1年間は、適用しない。

4 略

(準用)

第84条 第70条及び第71条の規定は、第78条第1項又は第79条第1項の規定による届出をした者について準用する。

第7節 化学物質管理対策

第85条～第87条 略

第3章 地球温暖化対策

第88条～第96条 略

(勧告及び公表)

第97条 知事は、第91条第1項の規定による地球温暖化対策計画の提出をしない者に対し、地球温暖化対策計画の提出をすべきことを勧告することができる。

2 知事は、第91条第2項又は第4項の規定による地球温暖化対策計画の公表をしない者に対し、地球温暖化対策計画を公表すべきことを勧告することができる。

3 知事は、第91条第3項の規定による地球温暖化対策計画の変更の届出をしない者に対し、地球温暖化対策計画の変更の届出をすべきことを勧告することができる。

4 知事は、第91条第5項の規定による地球温暖化対策計画に記載した事項の実施状況の報告又は公表をしない者に対し、地球温暖化対策計画に記載した事項の実施状況を報告し、又は公表すべきことを勧告することができる。

5 知事は、第94条第2項又は第3項の規定による省エネ性能説明推進員の

届出をしない者に対し、省エネ性能説明推進員の届出をすべきことを勧告することができる。

6・7 略

第4章 自動車等の排出ガス対策

第101条～第106条 略

(勧告及び公表)

第107条 知事は、第103条第2項の規定による自動車等の原動機を停止すべきことの周知をしない者に対し、自動車等の原動機を停止すべきことの周知を行うことを勧告することができる。

2 知事は、第105条第2項又は第3項の規定による自動車環境情報説明推進員の届出をしない者に対し、自動車環境情報説明推進員の届出をすべきことを勧告することができる。

3～8 略

第5章 その他の生活環境への負荷の低減

第1節 水環境への負荷の低減

第108条～第111条 略

第2節 生活環境の静穏の保持

第112条～第115条 略

(改善勧告、改善命令等)

第116条 知事は、第112条の規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、航空機から機外に向けてする拡声機の使用の方法の改善その他の同条に規定する基準を遵守すべきことを勧告することができる。

2 知事は、第113条の規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、同条の規定に違反する拡声機の使用を停止すべきことを勧告することができる。

3 略

届出をしない者に対し、省エネ性能説明推進員の届出をすべきことを勧告することができる。

6・7 略

第4章 自動車等の排出ガス対策

第98条～第103条 略

(勧告及び公表)

第104条 知事は、第100条第2項の規定による自動車等の原動機を停止すべきことの周知をしない者に対し、自動車等の原動機を停止すべきことの周知を行うことを勧告することができる。

2 知事は、第102条第2項又は第3項の規定による自動車環境情報説明推進員の届出をしない者に対し、自動車環境情報説明推進員の届出をすべきことを勧告することができる。

3～8 略

第5章 その他の生活環境への負荷の低減

第1節 水環境への負荷の低減

第105条～第108条 略

第2節 生活環境の静穏の保持

第109条～第112条 略

(改善勧告、改善命令等)

第113条 知事は、第109条の規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、航空機から機外に向けてする拡声機の使用の方法の改善その他の同条に規定する基準を遵守すべきことを勧告することができる。

2 知事は、第110条の規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、同条の規定に違反する拡声機の使用を停止すべきことを勧告することができる。

3 略

第3節 屋外燃焼行為の制限等

第117条・第118条 略

第4節 投光器の使用の禁止等

第119条～第121条 略

第6章 雑則

第122条～第127条 略

(香川県環境審議会への諮問)

第128条 知事は、特定施設、土壤汚染関係施設、揚水施設、特定建設作業又はばい煙の排出基準、粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準、排水基準、水質排水基準、騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準若しくは振動の規制基準を定めようとするときは、香川県環境審議会の意見を聴かなければならない。これらを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

第129条～第131条 略

第7章 罰則

第132条 第9条、第14条第1項、第28条、第31条第1項、第51条第4項又は第86条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第133条 第76条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第134条 略

(1) 略

第3節 屋外燃焼行為の制限等

第114条・第115条 略

第4節 投光器の使用の禁止等

第116条～第118条 略

第6章 雑則

第119条～第124条 略

(香川県環境審議会への諮問)

第125条 知事は、特定施設、土壤汚染関係施設、揚水施設、特定建設作業又はばい煙の排出基準、粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準、排水基準、騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準若しくは振動の規制基準を定めようとするときは、香川県環境審議会の意見を聴かなければならない。これらを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

第126条～第128条 略

第7章 罰則

第129条 第9条、第14条第1項、第28条、第31条第1項、第48条第4項又は第83条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第130条 第73条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第131条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第16条、第17条第2項、第21条第1項、第33条、第42条第2項、第48条第2項又は第118条第2項若しくは第3項の規定による命令に違反した者

2 略

第135条 略

第136条 第81条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。

第137条 略

(1) 第7条第1項、第18条第1項若しくは第3項、第19条第1項、第26条、第82条第1項又は第83条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 略

第138条 略

(1) 第36条又は第69条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第78条第2項又は第116条第3項の規定による命令に違反した者

第139条 略

(1) 第37条、第38条、第63条第1項、第64条第1項、第65条第1項、第70条第1項、第71条第1項又は第77条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第125条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第126条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第140条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第132条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第141条 略

(2) 第16条、第17条第2項、第21条第1項、第33条、第45条第2項又は第115条第2項若しくは第3項の規定による命令に違反した者

2 略

第132条 略

第133条 第78条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。

第134条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条第1項、第18条第1項若しくは第3項、第19条第1項、第26条、第79条第1項又は第80条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 略

第135条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第35条又は第66条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第75条第2項又は第113条第3項の規定による命令に違反した者

第136条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第36条、第37条、第60条第1項、第61条第1項、第62条第1項、第67条第1項、第68条第1項又は第74条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第122条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第123条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第137条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第129条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第138条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

<p>(1) 第52条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(2) 第120条第2項の規定による命令に違反した者</p> <p>第142条 第53条第1項又は第54条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3万円以下の過料に処する。</p> <p>第143条 略</p>	<p>(1) 第49条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(2) 第117条第2項の規定による命令に違反した者</p> <p>第139条 第50条第1項又は第51条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3万円以下の過料に処する。</p> <p>第140条 略</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1の表の改正部分並びに附則第2項から第4項までの規定及び附則第5項中第1の表の改正部分 平成21年10月1日
 - (2) 第2の表の改正部分及び附則第5項中第2の表の改正部分 平成24年4月1日

(経過措置)
- 2 附則第1項第1号に掲げる規定の施行の前日に第1の表の改正部分による改正前の香川県生活環境の保全に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第25条第1項又は第26条第1項の規定によりなされた届出であって改正前の条例第25条第2項に規定する書類が添付されているものは、第1の表の改正部分による改正後の香川県生活環境の保全に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の相当規定によりなされた届出とみなす。
- 3 前項の規定により改正後の条例の相当規定によりなされたものとみなされる届出をした者に係る改正後の条例第27条の規定の適用については、同条中「第25条第4号から第8号までに掲げる事項」とあるのは「第25条第4号から第6号までに掲げる事項又はその届出に添付する書類に記載した同条第7号若しくは第8号に掲げる事項」と読み替えるものとする。
- 4 改正後の条例別表の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の前日において水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第66号の2に掲げる施設（設置の工事がなされているものを含む。）のみを設置する事業場に係る排水水については、平成22年3月31日までの間は適用しない。ただし、当該事業場に当該施設以外の特定施設（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設をいう。）又はみなし指定地域特定施設（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第12条の2に規定する施設をいう。）を設置したときは、この限りでない。
 （香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正）
- 5 香川県事務処理の特例に関する条例（平成11年香川県条例第40号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(市町が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 略</p> <p>別表第1（第2条関係）</p>	<p>(市町が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p>

事 務	市 町
1～25 略	
26 略	略
<p>(1) 条例第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第11条（<u>条例第22条、第34条及び第63条</u>において準用する場合を含む。）、第12条第3項（<u>条例第22条、第34条、第39条、第52条、第63条及び第71条第3項</u>（<u>条例第84条</u>において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第18条第1項及び第3項、第19条第1項、<u>第25条、第26条、第27条、第35条、第36条、第37条、第38条、第45条第1項、第47条、第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項及び第2項、第60条第1項、第61条第1項、第62条第1項、第66条第1項、第67条第1項、第68条第1項、第70条</u>（<u>条例第84条</u>において準用する場合を含む。）、<u>第74条第1項及び第2項、第78条第1項、第79条第1項、第80条第1項並びに第119条第2項</u>の規定による届出の受理</p> <p>(2) 条例第9条、第14条第1項、第17条第2項、第21条第1項、第28条、第31条第1項、第33条、<u>第45条第2項、第48条第4項、第73条第2項、第75条第2項、第83条第2項、第113条第3項</u>（同条第2項の勧告に係るものに限る。）、<u>第115条第2項及び第3項並びに第117条第2項</u>の規定による命令</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 条例第14条第3項（<u>条例第21条第2項、第31条第2項、第73条第4項及び第83条第4項</u>において準用する場合を含む。）及び<u>第53条第1項</u>ただし書の規定による確認</p>	

事 務	市 町
1～25 略	
26 香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第1号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	高松市
<p>(1) 条例第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第11条（<u>条例第22条及び第34条</u>において準用する場合を含む。）、第12条第3項（<u>条例第22条、第34条、第46条及び第61条第3項</u>（<u>条例第74条</u>において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第18条第1項及び第3項、第19条第1項、<u>第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第39条第1項、第41条、第43条第1項、第44条第1項、第45条第1項及び第2項、第56条第1項、第57条第1項、第58条第1項、第60条</u>（<u>条例第74条</u>において準用する場合を含む。）、<u>第64条第1項及び第2項、第68条第1項、第69条第1項、第70条第1項並びに第105条第2項</u>の規定による届出の受理</p> <p>(2) 条例第9条、第14条第1項、第17条第2項、第21条第1項、第28条、第31条第1項、第33条、<u>第39条第2項、第42条第4項、第63条第2項、第65条第2項、第73条第2項、第99条第3項</u>（同条第2項の勧告に係るものに限る。）、<u>第101条第2項及び第3項並びに第103条第2項</u>の規定による命令</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 条例第14条第3項（<u>条例第21条第2項、第31条第2項、第63条第4項及び第73条第4項</u>において準用する場合を含む。）及び<u>第47条第1項</u>ただし書の規定による確認</p>	

- (5) 条例第48条第1項から第3項まで、第58条第1項から第4項まで、第69条、第73条第1項、第75条第1項、第81条、第83条第1項、第104条第1項、第113条第2項、第115条第1項、第117条第1項及び第124条の規定による勧告
- (6) 条例第53条第1項、第54条第1項及び第2項並びに第56条第2項の規定による報告の受理
- (7) 条例第53条第2項、第54条第3項及び第55条の規定による通知
- (8) 条例第54条第4項の規定による調査
- (9) 条例第56条第1項の規定による計画の受理
- (10) 条例第58条第5項及び第104条第7項（同条第1項の勧告に係るものに限る。）の規定による公表
- (11) 条例第58条第6項及び第104条第8項（同条第1項の勧告に係るものに限る。）の規定による意見を述べる機会の付与
- (12) 条例第64条第1項及び第76条第1項の規定による地域の指定
- (13) 条例第64条第3項（条例第76条第2項において準用する場合を含む。）の規定による告示
- (14) 条例第122条（同条第1号から第7号まで、第11号及び第15号から第17号までに掲げる者に対するものに限る。）の規定による報告の徴収
- (15) 条例第123条第1項（同項第8号に掲げる場所にあつては、条例第122条第11号及び第15号に規定する者の事業場に限る。）の規定による立入検査等
- (16) 略

27～55 略

- (5) 条例第42条第1項から第3項まで、第52条第1項から第4項まで、第59条、第63条第1項、第65条第1項、第71条、第73条第1項、第94条第1項、第99条第2項、第101条第1項、第103条第1項及び第110条の規定による勧告
- (6) 条例第47条第1項、第48条第1項及び第2項並びに第50条第2項の規定による報告の受理
- (7) 条例第47条第2項、第48条第3項及び第49条の規定による通知
- (8) 条例第48条第4項の規定による調査
- (9) 条例第50条第1項の規定による計画の受理
- (10) 条例第52条第5項及び第94条第7項（同条第1項の勧告に係るものに限る。）の規定による公表
- (11) 条例第52条第6項及び第94条第8項（同条第1項の勧告に係るものに限る。）の規定による意見を述べる機会の付与
- (12) 条例第54条第1項及び第66条第1項の規定による地域の指定
- (13) 条例第54条第3項（条例第66条第2項において準用する場合を含む。）の規定による告示
- (14) 条例第108条（同条第1号から第6号まで、第10号及び第14号から第16号までに掲げる者に対するものに限る。）の規定による報告の徴収
- (15) 条例第109条第1項（同項第7号に掲げる場所にあつては、条例第108条第10号及び第14号に規定する者の事業場に限る。）の規定による立入検査等
- (16) 略

27～55 略

第2

改正後

改正前

(市町が処理する事務の範囲等)

第2条 略

別表第1 (第2条関係)

事 務	市 町
1～25 略	
26 略	略
(1) 条例第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第11条(条例第22条、第34条及び第66条において準用する場合を含む。)、第12条第3項(条例第22条、第34条、第40条、 <u>第55条</u> 、 <u>第66条</u> 及び第74条第3項(条例第87条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第18条第1項及び第3項、第19条第1項、第25条、第26条、第27条、第36条、第37条、第38条、第39条、第48条第1項、第50条、第52条第1項、第53条第1項、第54条第1項及び第2項、 <u>第63条第1項</u> 、 <u>第64条第1項</u> 、 <u>第65条第1項</u> 、 <u>第69条第1項</u> 、 <u>第70条第1項</u> 、 <u>第71条第1項</u> 、 <u>第73条</u> (条例第87条において準用する場合を含む。)、 <u>第77条第1項</u> 及び第2項、 <u>第81条第1項</u> 、 <u>第82条第1項</u> 、 <u>第83条第1項</u> 並びに第122条第2項の規定による届出の受理	
(2) 条例第9条、第14条第1項、第17条第2項、第21条第1項、第28条、第31条第1項、第33条、 <u>第42条第2項</u> 、 <u>第48条第2項</u> 、 <u>第51条第4項</u> 、 <u>第76条第2項</u> 、 <u>第78条第2項</u> 、 <u>第86条第2項</u> 、 <u>第116条第3項</u> (同条第2項の勧告に係るものに限る。)、 <u>第118条第2項</u> 及び第3項並びに第120条第2項の規定による命令	

(市町が処理する事務の範囲等)

第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。

別表第1 (第2条関係)

事 務	市 町
1～25 略	
26 香川県生活環境の保全に関する条例(昭和46年香川県条例第1号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	高松市
(1) 条例第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第11条(条例第22条、第34条及び第63条において準用する場合を含む。)、第12条第3項(条例第22条、第34条、第39条、 <u>第52条</u> 、 <u>第63条</u> 及び第71条第3項(条例第84条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第18条第1項及び第3項、第19条第1項、第25条、第26条、第27条、 <u>第35条</u> 、 <u>第36条</u> 、 <u>第37条</u> 、 <u>第38条</u> 、 <u>第45条第1項</u> 、 <u>第47条</u> 、 <u>第49条第1項</u> 、 <u>第50条第1項</u> 、 <u>第51条第1項</u> 及び第2項、 <u>第60条第1項</u> 、 <u>第61条第1項</u> 、 <u>第62条第1項</u> 、 <u>第66条第1項</u> 、 <u>第67条第1項</u> 、 <u>第68条第1項</u> 、 <u>第70条</u> (条例第84条において準用する場合を含む。)、 <u>第74条第1項</u> 及び第2項、 <u>第78条第1項</u> 、 <u>第79条第1項</u> 、 <u>第80条第1項</u> 並びに第119条第2項の規定による届出の受理	
(2) 条例第9条、第14条第1項、第17条第2項、第21条第1項、第28条、第31条第1項、第33条、 <u>第45条第2項</u> 、 <u>第48条第4項</u> 、 <u>第73条第2項</u> 、 <u>第75条第2項</u> 、 <u>第83条第2項</u> 、 <u>第113条第3項</u> (同条第2項の勧告に係るものに限る。)、 <u>第115条第2項</u> 及び第3項並びに第117条第2項の規定による命令	

- (3) 略
- (4) 条例第14条第3項（条例第21条第2項、第31条第2項、第42条第4項、第76条第4項及び第86条第4項において準用する場合を含む。）及び第56条第1項ただし書の規定による確認
- (5) 条例第42条第1項、第51条第1項から第3項まで、第61条第1項から第4項まで、第72条、第76条第1項、第78条第1項、第84条、第86条第1項、第107条第1項、第116条第2項、第118条第1項、第120条第1項及び第127条の規定による勧告
- (6) 条例第56条第1項、第57条第1項及び第2項並びに第59条第2項の規定による報告の受理
- (7) 条例第56条第2項、第57条第3項及び第58条の規定による通知
- (8) 条例第57条第4項の規定による調査
- (9) 条例第59条第1項の規定による計画の受理
- (10) 条例第61条第5項及び第107条第7項（同条第1項の勧告に係るものに限る。）の規定による公表
- (11) 条例第61条第6項及び第107条第8項（同条第1項の勧告に係るものに限る。）の規定による意見を述べる機会の付与
- (12) 条例第67条第1項及び第79条第1項の規定による地域の指定
- (13) 条例第67条第3項（条例第79条第2項において準用する場合を含む。）の規定による告示
- (14) 条例第125条（同条第1号から第7号まで、第11号及び第15号から第17号までに掲げる者に対するものに限る。）の規定による報告の徴収
- (15) 条例第126条第1項（同項第8号に掲げる場所にあつては、条例第125条第11号及び第15号に規定する者の事業場に限る。）の規定による立入検査等

- (3) 略
- (4) 条例第14条第3項（条例第21条第2項、第31条第2項、第73条第4項及び第83条第4項において準用する場合を含む。）及び第53条第1項ただし書の規定による確認
- (5) 条例第48条第1項から第3項まで、第58条第1項から第4項まで、第69条、第73条第1項、第75条第1項、第81条、第83条第1項、第104条第1項、第113条第2項、第115条第1項、第117条第1項及び第124条の規定による勧告
- (6) 条例第53条第1項、第54条第1項及び第2項並びに第56条第2項の規定による報告の受理
- (7) 条例第53条第2項、第54条第3項及び第55条の規定による通知
- (8) 条例第54条第4項の規定による調査
- (9) 条例第56条第1項の規定による計画の受理
- (10) 条例第58条第5項及び第104条第7項（同条第1項の勧告に係るものに限る。）の規定による公表
- (11) 条例第58条第6項及び第104条第8項（同条第1項の勧告に係るものに限る。）の規定による意見を述べる機会の付与
- (12) 条例第64条第1項及び第76条第1項の規定による地域の指定
- (13) 条例第64条第3項（条例第76条第2項において準用する場合を含む。）の規定による告示
- (14) 条例第122条（同条第1号から第7号まで、第11号及び第15号から第17号までに掲げる者に対するものに限る。）の規定による報告の徴収
- (15) 条例第123条第1項（同項第8号に掲げる場所にあつては、条例第122条第11号及び第15号に規定する者の事業場に限る。）の規定による立入検査等

(16) 略	
27~55 略	

(16) 略	
27~55 略	